

筑波大学附属病院陽子線施設整備運営事業

第2回 入札説明書等に関する質問回答書

令和2年12月25日

国立大学法人 筑波大学

連番	資料名	該 当 箇 所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他		
31	入札説明書全般						第2回質問書の受付期間は、11月27日以降も受付・回答していただけますでしょうか。	受付及び回答を行う予定はありません。
32	入札説明書	4	6	(7)	1)		貴学からの開示資料をお待ちしていたこと、政府からの年末年始休暇延長要請により社内手続が想定日程が変更になってきていることから、応札に向けた社内承認手続きに時間を要しており、応札に間に合わない可能性が出てきております。入札提案書類の受付期間を2月26日まで延期していただけないでしょうか？	入札提案書類の提出日の変更は予定しておりません。
33	入札説明書	8・9	8	(1)	3)		監理技術者(建築・電気・機械)の選任について、各工種とも複数人の選任は宜しいでしょうか？その場合、実際の着手時はどちらか1名選任で宜しいでしょうか？	全ての方が入札説明書の参加資格要件を満たしてください。
34	入札説明書	21	31	(4)			事業者が正当な理由なくして事業契約を締結しない場合、大学は違約金を落札者に対して請求することができると定められておりますが、落札後の事業者と貴学との契約協議(提案書内でご提案していた内容について)が不調となってしまう際は正当な理由にあたるという理解でよろしいでしょうか？	事業契約に係る協議が不調となった原因によります。
35	要求水準書 第1章	3	1	(6)	5)		新陽子線棟は、建物竣工後に貴学に引き渡すことが事業全体の計画として最善と思料致します。全体工程を考慮しますと1室目の治療室の引渡し前に建物の引渡しを行うことになろうかと存じますが、施設維持管理業務の起点はこの引渡し時点という理解でよろしいでしょうか？	新陽子線棟[仮称]については、建物竣工後に本学に引き渡す提案を可とします。その場合の施設維持管理業務の起点は、新陽子線棟[仮称]の引渡し時点となります。
36	要求水準書 第1章	3	1	(7)			「第1回入札説明書等に関する質問回答書」(令和2年10月6日)78番において、本事業実施の関係法令に基づく必要な許認可の提示は不可との回答をいただきましたが、以下区分の是非についてはご回答願えませんでしょうか？ 1)業法としての許可(建設業許可、医療機器製造販売業許可、等)：SPCを構成する企業毎に取得 2)施設としての許可(RI規制法、医療法、等)：SPCの責任として取得	該当する法、規制等に遵守することを前提に、ご提案に委ねます。
37	要求水準書 第3章 「別紙1 既存陽子線棟の諸室改修範囲(修正版)」	31	1	(2)	1)		既存陽子線棟の諸室改修範囲に102診察室が新たに含まれましたが、102診察室と103診察室の間仕切り壁位置を変更しない場合も、102診察室に対して、内装改修一式、照明、コンセント、情報設備、火報設備、空調設備の改修工事が必要になると考えてよろしいでしょうか。	102診察室と103診察室の間仕切り壁位置を変更しない場合も、102診察室に対して、内装改修一式、照明の改修工事は必要となります。それ以外は事業者提案に委ねます。
38	要求水準書 第3章	35	2	(3)	2)	イ	既存陽子線棟の改修工事の工事施工上の留意点において、「附属病院の運営に支障がないように」とありますが、既存陽子線棟の診察室は使用を継続すると思われることから、 ・常時〇室は使用できるように工区を区分すること ・診療時間帯の工事は行わないこと 等の制約についてご教示願えませんでしょうか？	診察室については、既存陽子線棟の改修工事期間中も、診察室のうち1室は診察が可能な状態を確保することとします。 また、診察時間帯の工事は可能な限り避け、メンテナンス日及び土日尾・祝日を最大限活用してください。その他の制約条件は、応募者別説明会に係る質問・要望に対する回答書No.127、No.128及び参考資料として頒布した「【参考】既存陽子線棟の内装不具合箇所等について」をご参照ください。

連番	資料名	該当箇所					質問		回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他			
39	要求水準書 第5章	54	3	(2)	3)	f		「第1回入札説明書等に関する質問回答書」（令和2年10月6日）211番において、「稼働率の保証値未達時の補償に関してはご提案頂いた稼働率を下回った範囲での逸失利益を上限と考えています。」と回答いただきましたが、逸失利益は事業者側には把握できないものであるため、補償内容は事業者からの提案に対してご評価いただくという考えでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
40	要求水準書 第6章	58	2	(2)	2)	ア		関連法規により定められた法定点検を実施するとありますが、建築基準法第12条による点検が該当すると思われず。つくば市では、建築設備定期検査は定期点検の対象外ですが、業務に含めるのでしょうか。または特殊建築物定期調査と防火設備点検のみの点検でよろしいでしょうか。	要求水準書58頁は「2. 建築物保守管理業務」に関する要求水準であり、建築設備については、要求水準書61頁「3. 建築設備保守管理業務」が要求水準となります。なお、ご質問については、関係法令のみならず要求水準を満たしてください。
41	提案書作成要領 (追加・修正)	9	6					確実な事業計画・資金調達（提案書No.5～7）に含まれています【別途頒布様式】の「予定損益計算書」、「資金収支計算書」、「大学の支払スケジュール」は、記載制限枚数に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	提案書作成要領 (追加・修正)	15	2	(1)	①			提案書正本の製本方法は「平綴じ、無線綴じ等の簡易製本」とありますが、これは黒色表紙・背表紙等の冊子形式でなく、ファイリング・バインダーに綴じ込む形式での提出もお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、容易に編綴出来ない形式としてください。
43	提案書作成要領 (追加・修正)	15	2	(1)	②			提案書副本はⅡとⅢをそれぞれ15部（両面印刷14部、片面印刷1部）、Ⅳを両面印刷2部、片面印刷1部という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	提案書作成要領 別紙1 No. 22～33 記載様式							本文書に関する質問が多数ございますが、その回答や文書修正は令和3年1月5日ではなく、本年12月中旬までに公表をお願いできませんでしょうか？	ご意見として承ります。
45	基本協定書(案)		第5条	2項	本文			代表企業及び構成企業は、①SPC株式等を譲渡等する場合、②その他議決権保有割合又は出資比率を変更する場合、あらかじめ大学の事前の書面による承諾を得なければならず、承諾に係る条件等は特になく、申出がなされた場合は、原則承諾されるとの理解でよろしいでしょうか？	大学が不合理に第5条第2項の承諾を拒絶することはありません。
46	基本協定書(案)		第5条	5項	後段			SPCがSPCの株主に株式を割り当てて発行する場合であっても、SPCの株主の議決権保有割合、出資比率が変更される場合には、代表企業及び構成企業は、SPCをして、大学の承諾を得させなければならないとありますが、承諾に係る条件等は特になく、申出がなされた場合は、原則承諾されるとの理解でよろしいでしょうか？	大学が不合理に第5条第5項の承諾を拒絶することはありません。

連番	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他		
47	基本協定書(案)		第10条	1項			第10条第3項においては、大学の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、「既に落札者が本事業の準備に関して支出した費用についても、合理的な範囲において大学が負担する」とされる一方、本項において、落札者の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、既に大学及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用はすべて落札者負担とされていますが、大学が本事業の準備に関して支出した費用すべてを落札者負担とするのは過大な負担であり、公平なリスク分担の観点から、入札説明書等を公表後に大学が支出した費用に限定する等、合理的な範囲において落札者が負担することする旨へ修正願えませんでしょうか？	時期は限定しませんが、大学が請求する費用の範囲は、相当因果関係の範囲内の費用（合理的な範囲の費用）とします。
48	基本協定書(案)		第10条	1項			落札者の責で事業契約の締結に至らなかった場合に実損額の全額支払いと共に5%の違約金も支払うこととなっております。ここで、実損額の全額負担に加えて5%の違約金支払いの義務は過大と思われます。従って、第10条第3項に記載の大学責により事業契約が締結できなかった場合の規定と同様として、実損額は合理的な範囲とするとともに、5%の違約金規定を削除いただけませんか？	原案のとおりとします。
49	基本協定書(案)		第14条				管轄裁判所は、当事者の本社が最も多く存在する東京としていただけませんか？	原案のとおりとします。
50	事業契約書(案)	4	第13条	4			大学が本事業の入札手続において提供した資料と齟齬がある場合又は合理的に予測できない瑕疵が本件土地にあることが判明し、これに起因して、増加費用(本施設の設計費・工事監理費及び建設工事費のほか、将来の維持管理にかかる費用及び金融費用を含む。)が発生した場合、当該増加費用負担については、第13条4項に基づき、合理的と認められる範囲で大学が負担するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
51	事業契約書(案)	9	第26条	1			「追加的な費用が発生した場合は、その合理的費用(金融費用を含むがこれに限られない。)を大学が負担する」とありますが、この追加費用には融資金額の変更等に伴うブレイクファンディングコストも含まれるという理解でよろしいでしょうか？	大学が合理的と認められる範囲で含まれます。
52	事業契約書(案)	12	第38条	4			事業者の責めに帰すべき事由によって建屋および装置の引渡しが遅延する場合、当該遅延への対応に要する費用の負担と引渡し予定日から実際の引渡し日までの日数に応じ遅延損害金を事業者に請求することができると思いますが、両方ではなく遅延損害金へ集約いただけないでしょうか？	原案のとおりとします。
53	事業契約書(案)	13	第38条	3			「大学は、当該遅延の対応に要する合理的な増加費用(金融費用を含むがこれに限られない。)を負担する。」とありますが、この増加費用には、融資金額の変更等に伴うブレイクファンディングコストも含まれるという理解でよろしいでしょうか？	大学が合理的と認められる範囲で含まれます。

連番	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他		
54	事業契約書 (案)	13	第38条	4			事業者責による納期遅延時において、SPCは年利3%（国立大学法人筑波大学債権管理事務取扱細則第26条による）の遅延損害金支払いに加えて、大学の実損も賠償する義務があると読めます。この点につきましては、遅延損害金に集約いただけませんか？	原案のとおりとします。
55	事業契約書 (案)	13	第43条	5			上記4項と同様に、「大学が提示する証拠資料に基づく、実際に生じた当該増加費用又は当該損害を負担する」と理解してよろしいでしょうか？	第43条第5項は、事業者が発生した増加費用及び損害を事業者が負担する旨の規定です。
56	事業契約書 (案)	14	第42条	2			大学が本事業の入札手続において提供した資料と齟齬がある場合又は合理的に予測できない瑕疵が既存陽子線棟主要構造部にあることが判明し、これに起因して、増加費用(本施設の設計費・工事監理費及び建設工事費のほか、将来の維持管理にかかる費用及び金融費用を含む。)が発生した場合、当該増加費用負担については、第42条2項・第13条4項に基づき、合理的と認められる範囲で大学が負担するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
57	事業契約書 (案)	16	第43条	3	(2)		遅延損害金及び超過額の支払いについては、上限の設定（ただし、本項に基づく事業者の支払い責任は〇〇円を上限とする、等）をご検討いただけませんか？	原案のとおりとします。
58	事業契約書 (案)	16	第43条	3	(2)		陽子線治療装置の運転・保守管理業務開始日とその開始予定日より遅延した場合において、SPCは年利2.6%の遅延損害金支払いに加えて、大学の実損が左記の遅延損害金の額を超えた場合の超過分も賠償する義務があると読めます。この点につきましては、遅延損害金に集約いただけませんか？	原案のとおりとします。
59	事業契約書 (案)	16	第43条	4			「合理的と認められる範囲」を、「事業者が提示する証拠資料に基づく、実際に生じた範囲」と理解してよろしいでしょうか？	原案のとおり、「合理的と認められる範囲」です。
60	事業契約書 (案)	16 19 20 27	43条 49条 59条	3 3 5			第43条3項、第49条3項、第59条5項で、事業者の責に帰す事由により大学が被った損害を請求できるとありますが、「対象業務の契約金額を上限として大学は事業者に請求できるものとする。」との制約をつけることは可能でしょうか。上記のような事業契約書の契約交渉は落札後、事業締結前にさせて頂ける理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。この点に関しては、落札後、事業契約締結前に交渉し、事業契約を変更することはできません。
61	事業契約書 (案)	16 19 20 27	43条 49条 59条	3 3 5			第43条3項、第49条3項、第59条5項で、事業者の責に帰す事由により大学が被った損害を請求できるとありますが、「事業者は特別損害、二次的損害、間接損害、営業損失及び逸失利益、並びに目的物を用いた研究、医療行為等に起因する人身及び財産に対する損害について、請求原因を問わず、賠償責任を負わないものとする。」との制約をつけることは可能でしょうか。上記のような事業契約書の契約交渉は落札後、事業締結前にさせて頂ける理解でよろしいでしょうか。	質問No60をご参照下さい。

連番	資料名	該 当 箇 所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他		
62	事業契約書 (案)	20	第49条	3	(2)		施設維持管理業務開始日とその開始予定日よりも遅延した場合において、SPCは年利2.6%の遅延損害金支払いに加えて、大学の実損が左記の遅延損害金の額を超えた場合の超過分も賠償する義務があると読めます。この点につきましては、遅延損害金に集約いただけませんか？	原案のとおりとします。
63	事業契約書 (案)	24	第59条	1	(2)		この(2)号につきましては、予定日を一日過ぎる場合であっても解除権につながるものと解釈できますが、「予定日を〇〇日以上過ぎても」等猶予の条件をご考慮願えないでしょうか？	原案のとおりとします。
64	事業契約書 (案)	26	第59条	1	(14)	イ	「暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)は暴力団員が経営に実質的関与していると認められるとき」とありますが、「暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的関与していると認められるとき」ではないでしょうか？	ご理解のとおりです。
65	事業契約書 (案)	26-28	第59条	3、4、 7、8			事業者の責に伴い本契約が解除された場合、事業者は10%の違約金支払いと共に、実損額が10%を超過した場合は超過分も支払うこととなっています。ここで、最低10%という規定を外していただき、解除時の支払いは実損額としていただけませんか？	原案のとおりとします。
66	事業契約書 (案)	27	第59条	3			事業者から貴学に対する新陽子線棟の引渡しの前に本契約が解除となった際、新陽子線棟の出来形部分が存在する場合、貴学が全部又は一部を買い受けることができるとありますが、陽子線装置の出来形部分についても全部又は一部を買い受けられるという理解でよろしいでしょうか？質問の背景と致しましては、本事業は多額の銀行融資を受け実行されるものであり、買い受けされないとすると融資条件にも影響し入札コストの増加に繋がることを苦慮しております。	陽子線治療装置の出来形部分については、全部又は一部を買い取ることは想定しておりません。
67	事業契約書 (案)	27	第59条	3			新陽子線棟の引渡し前の解除を規定していますので、違約金の算定は、新陽子線棟に係る施設整備費に対しての計算に留めていただくことをご検討いただけないでしょうか？	原案のとおりとします。
68	事業契約書 (案)	28	第59条	8			第8項に基づき相殺される損害は大学と事業者の合意により認められた損害額であり、一方的に大学が相殺を行うものではないことをご確認ください。	損害額については、基本的には大学と事業者間において協議いたしますが、損害額に争いがあり協議がまとまらない場合は、最終的には訴訟等にて解決することになります。相殺は、民法第506条第1項に従い、大学から事業者に対する意思表示によって行われます。

連番	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他		
69	事業契約書 (案)	28	第60条	2、3			本条は大学の債務不履行を規定していますので、「その全部又は一部を買い受けることができる」は、「その全部を買い受ける義務が生じる」とするべきではないでしょうか？	原案のとおりとします。 なお、大学の債務不履行により、事業者に発生した合理的損害については、事業者は、第60条第5項に従い、大学に損害賠償請求をすることができます。
70	事業契約書 (案)	28	第60条 第61条 第62条	2			設計費や工事監理費等、建物に付随する費用については出来高認定の対象であるという認識で宜しいでしょうか。	ご質問にある費用は対象外になります。
71	事業契約書 (案)	29	第61条	1			法令変更によるリスク分担について、本事業に直接関係する法令変更か否かで区別されていますが、本事業に直接関係する法令変更か否かの閾値が不明確と思われます。また、たとえこれが明確であったとしても、状況によって分担割合は変わってくるものであり、貴学案のように100/0で割り切れるものではないと思われます。従って、法令変更によるリスク分担については都度協議して決定するように変更願えませんでしょうか？	原案のとおり、第8条第2項の協議は行います。
72	事業契約書 (案)	30	第62条	1			本条に基づく事業継続の判断の是非にあたっては事業者との協議のうえ決定いただけることをご確認ください。	原案のとおり、第8条第2項の協議は行います。
73	事業契約書 (案)	30	第62条	1			不可抗力による本契約の解除権が大学側のみに有することになっていますが、事業者側も同様に解除権を有するように変更願えませんでしょうか？	原案のとおりとします。
74	事業契約書 (案)	31	第64条	5			「終了確認通知書を受領しなければ、大学に責めがある場合を除いて、――終了することができない。」との解釈でよろしいでしょうか？	原案のとおりとします。 なお、大学の責めに帰すべき事由により発生する合理的な増加費用は、第60条第5項に従い、大学に請求することになると考えられます。
75	事業契約書 (案)	32	第65条				「本契約に別段の定めがある場合及び大学が負担すべき諸費用等を除いて」と修正することを希望いたします。	原案のとおりとします。 なお、大学の責めに帰すべき事由により発生する合理的な増加費用は、第60条第5項に従い、大学に請求することになると考えられます。
76	事業契約書 (案)	32	第66条	2			「満たさないと大学が事業者に申し出て、両者協議の結果、当該要求水準を満たさないと判断が合理的に下される場合には」との修正を希望いたします。	原案のとおりとします。
77	事業契約書 (案)	33	第68条	2、3			条項中の「14日」は期間として短すぎると考えます。「30日」等余裕を持つことをご検討いただけないでしょうか？	第68条及び第69条に規定する「14日」は全て「30日」に変更します。

連番	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他		
78	事業契約書 (案)	33	第69条	3			上記68条についてのコメントと同様に、「30日」等余裕を持つことをご検討願えないでしょうか？	(質問No.77参照)
79	事業契約書 (案)	36	第73条				法令変更によるリスク分担について、本事業に直接関係する法令変更か否かで区別されていますが、本事業に直接関係する法令変更か否かの閾値が不明確と思われます。また、たとえこれが明確であったとしても、状況によって分担割合は変わってくるものであり、貴学案のように100/0で割り切れるものではないと思われまます。従って、法令変更によるリスク分担については都度協議して決定するように変更願えませんか？	原案のとおりとします。 なお、第72条第2項に従い、協議は実施いたします。
80	事業契約書 (案)	37	第74条	2			「かかる協議にもかかわらず、」から始まる2番目の文章に関しましては、削除することをご検討願えませんか？	原案のとおりとします。
81	事業契約書 (案)	38	第80条				工業所有権に関する責任の規定が存在しますが、大学案にある「責任を負う」とは具体的にどのような行為を指すのか不明確であり、また、大学案では事業者の責任がかなり幅広く規定されています。従って、第80条は第79条に倣いつつ責任範囲を明確にすべく、以下の内容に変更願えませんか？ 「事業者は、本施設が第三者の有する工業所有権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。但し、次の各号の一つにでも該当する紛争についてはこの限りではない。 1. 本契約締結時に成立していない工業所有権によるもの 2. 方法を対象としているもの 3. 事業者、構成企業又は協力企業が製造・販売したものではないものに基づくもの 4. 大学の仕様、図面、指示によるもの なお、前記に基づくこの義務は、次の各号を条件とする。 1. 大学は、大学と第三者との間に前記の紛争が生じた場合は、直ちに事業者に通知すること。 2. 大学は、前記に基づく事業者による紛争解決に協力すること。 3. 大学は、事業者の事前の書面による承諾なく、前記の紛争について和解を行わないこと。」	原案のとおりとします。
82	事業契約書 (案)	41	第90条				管轄裁判所は、当事者（構成企業又は協力企業を含む）の本社が最も多く存在する東京に変更願えませんか？	原案のとおりとします。

連番	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他		
83	事業契約書 (案)	-					<p>下記のような責任制限条項を事業契約書に規定いただけませんか？</p> <p>「第●条（責任の制限）</p> <p>1. 請求原因の如何にかかわらず、事業者が大学に対して負う損害賠償責任は、現実が発生した通常かつ直接の損害の賠償に限定され、その額は本契約に基づき大学が事業者を支払った額を限度とする。</p> <p>2. 事業者は、請求原因の如何を問わずいかなる場合においても、大学に生じた逸失利益、事業者の予見の有無を問わず特別の事情により生じた損害、第三者からの損害賠償請求等に基づき大学に生じた損害、その他一切の間接的、派生的損害についてはその責任を負わない。」</p>	原案のとおりとします。
84	事業契約書 (案) 別紙1	44	No.30				<p>事業期間の定義は、基本協定書の事業期間の定義と合わせ、「「事業期間」は、事業契約締結の日から運転・保守管理業務開始日より20年を経過した日までをいう。」へ修正されるという理解でよろしいでしょうか？</p>	基本協定書の定義を踏まえ、要求水準書等に基づき具体的な日程を記載する予定です。
85	事業契約書 (案) 別紙7	4	1	(2)	4)		<p>従量払いに変更予定とありますが、具体的な運転・保守管理業務費Aの対価の算定については、算定方法も含め貴学と事業者間の協議により決定されるという理解でよろしいでしょうか？</p>	ご理解のとおりです。
86	事業契約書 (案) 別紙7	4	1	(2)	4)		<p>「応募者別説明会に係る質問・要望に対する回答書」No.110において、「見直しの検討時期は新陽子線棟[仮称]の治療開始後3年間程度が経過した時点で、甲乙間で協議の上、甲が決定するものとする。」を「…甲乙間で協議のうち、甲乙の合意により決定するものとする。」への文言修正要望に対して、原案のとおりとする旨のご回答をいただきました。この点は応募者別説明会でもお話しいただいた通り、落札後の契約協議にて文言を微調整させていただくという理解でよろしいでしょうか？</p>	原案を基本に、落札後の協議事項となります。
87	事業契約書 (案) 別紙8	1	第2				<p>財務状況のモニタリングですが、第1回入札説明書等に関する質問回答書No.57の通り、SPCを設立しない場合は、収支関係書類を提出することで、条件を満たすと理解してよろしいでしょうか。</p>	別途、本事業の収支関係書類を作成の上、提出して頂くことで条件を満たします。
88	事業契約書 (案) 別紙8	1	第2				<p>財務状況のモニタリングですが、第1回入札説明書等に関する質問回答書No.57の通り、SPCを設立しない場合は、収支関係書類を提出することで、条件を満たすと理解してよろしいでしょうか。</p>	(質問No.87参照)
89	事業契約書 (案) 別紙8	1	第2				<p>「事業者は、毎事業年度の最終日から3か月以内に、公認会計士又は監査法人の監査済財務書類及び年間業務報告書を大学に提出し、かつ、大学に対して監査報告及び年間業務報告を行う。」とのことですが、ここでの監査報告とは、公認会計士又は監査法人の監査を受けた監査済財務書類を活用した年間事業報告との理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

連番	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他		
90	事業契約書 (案) 別紙8	4	第5	2			管理調整業務の対価が減額される場合は、管理調整業務に業務不履行や品質未達等があった場合に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	事業契約書 (案) 別紙8	4	第6	1	(1)		「モニタリングには大学と事業者が各々の業務を相互にチェックする機能がある。～事業者による大学へのモニタリングの提案を妨げるものではない。」とありますが、事業者から発注者に対するモニタリングを行うことが可能ということでしょうか。どのようなモニタリング項目を想定されているのでしょうか。意図を教えてください。	「モニタリングには大学と事業者が各々の業務を相互にチェックする機能がある。～事業者による大学へのモニタリングの提案を妨げるものではない。」は事業者から発注者に対するモニタリングを行うことが可能との意図ではなく、事業者による大学へのモニタリングの提案が可能であることを意図しています。
92	事業契約書 (案) 別紙8	5	第6	1	(2)		施設維持管理業務のモニタリングは、要求水準書p55(第6章1(3))の業務項目のうち実施主体が事業者の業務範囲がモニタリング対象と認識しております。大学としては、既存棟との一体的管理を要求されておりますが、事業主体が「大学(既存SPC)」となっている業務に起因する不具合やクレームについては、モニタリングの対象外、減額ポイントにならないという理解でよろしいでしょうか。	既存SPCも含め、大学の責めに帰すべき事由である場合は、ご理解のとおりです。
93	事業契約書 (案) 別紙8	5	第6	1	(3)		随時モニタリングに記載されている、第三者評価は大学にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。また、その内容・頻度等についてご教授ください。	ISO、病院機能評価、原子力規制委員会の立入検査などの第三者機関の評価を必要に応じて実施することになります。
94	事業契約書 (案) 別紙8	6	第6	1	(5)		(仮称)モニタリング委員会、(仮称)評価委員会について、想定されているメンバー構成、出席者をご教授ください。	委員は、陽子線医学利用研究センターの運営に関わる教職員及び幹部職員等を想定しています。
95	事業契約書 (案) 別紙8	6	第6	2			「陽子線治療装置の稼働率保障と陽子線治療装置の稼働に係る業務の履行状況等に基づく減額は重複して適用しない。」とありますが、重複して適用しないとは、稼働保障に対する減額が別に規定されていることから、モニタリング評価には稼働保障の評価は含めないという理解でよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。 記載の趣旨は同一事象に対して複数のペナルティを課すことはしないという趣旨とご理解ください。
96	事業契約書 (案) 別紙8	6	第6	2	(1)	1)	保障の考え方で「算出期間は12ヶ月を基本」とありますが、初年度は運用開始時から運用開始の年度末までの期間、例えば3ヶ月や6ヶ月などの件数で計算するという事でしょうか。それとも、12ヶ月が基本となるのでしょうか。	事業年度単位での算出を基本と考えております。そのため、初年度と最終年度は12ヶ月に満たないケースがあり得ると考えております。

連番	資料名	該当箇所					質問		回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他			
97	事業契約書 (案) 別紙8	6	第6	2	(1)	2)	ア	保障設定の考え方の表には、提案した稼働率を100%未満になると減額対象となっていますが、1)保障の考え方では95%以上を評価するとあります。95%以上であっても減額になるということでしょうか。	稼働率については、要求水準書において、「95%以上」と規定していますが、落札者決定基準別紙1に示すとおり、この水準を最低条件に具体的な設定は事業者提案に委ねています。そのため、事業者が提案した稼働率を満たせない場合には減額対象となります。
98	事業契約書 (案) 別紙8	6	第6	2				「陽子線治療装置の稼働率保障と陽子線治療装置の稼働に係る業務の履行状況等に基づく減額は重複して適用しない。」とありますが、重複して適用しないとは、稼働保障に対する減額が別に規定されていることから、モニタリング評価には稼働保障の評価は含めないという理解でよろしいでしょうか。	(質問No.95参照)
99	事業契約書 (案) 別紙8	6	第6	2	(1)	1)		保障の考え方で「算出期間は12ヶ月を基本」とありますが、初年度は運用開始時から運用開始の年度末までの期間、例えば3ヶ月や6ヶ月などの件数で計算するという事でしょうか。それとも、12ヶ月が基本となるのでしょうか。	(質問No.96参照)
100	事業契約書 (案) 別紙8	6	第6	2	(1)	1)		陽子線治療装置以外の電源設備や空調設備等の不調により装置の稼働が停止した場合は、陽子線治療装置の稼働率保障の対象外と考えてよろしいでしょうか？	ご質問にあるようなケースに限らず、事業者の責により結果として陽子線治療装置が稼働できない場合には、稼働率保証の対象となります。
101	事業契約書 (案) 別紙8	7	第6	2	(1)	2)		「提案した稼働率を下回った割合」の下限は80%という理解で宜しいでしょうか？	本表の構成および保障の考え方は、別紙8に記載のとおり、現段階における大学の考え方であり、実際の稼働率保障は事業者の提案をもとに協議することになります。表に記載の数値はあくまでも例示となりますことにご注意ください。
102	事業契約書 (案) 別紙8	7	第6	2	(1)	2)	ア	事業者が提案した稼働率を上回った場合は、増額評価をしていただけるのでしょうか。	第6「3. サービス対価の増額等」の具体的な方法については、ご質問にあるようなケースも含め、大学・事業者間でルール等を協議する予定です。
103	事業契約書 (案) 別紙8	7	第6	2	(1)	2)	ア	保障設定の考え方の表には、94%未満80%以上の欄が無いのは、協議した際に定めるため、数字が抜けていると考えてよろしいでしょうか。	(質問No.101参照)
104	事業契約書 (案) 別紙8	7	第6	2	(1)	2)	ア	保障設定の考え方の表には、94%未満80%以上の欄が無いのは、協議した際に定めるため、数字が抜けていると考えてよろしいでしょうか。	(質問No.103参照)

連番	資料名	該当箇所					質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	その他			
105	事業契約書 (案) 別紙8	7	第6	2	(2)	1)		上表の構成及び保証の考え方は、事業者の提案をもとに協議するとありますが、提案した稼働率を下回った割合の刻みも事業者提案にゆだねるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおり、事業者提案に委ねていますが、落札者決定基準に基づき評価対象となります。
106	事業契約書 (案) 別紙8	7	第6	2	(2)	1)		要求水準等を達成していない場合としてレベル1、2、3を想定されていますが、各レベルの具体的事例をご教示頂けないでしょうか？	当該記載を踏まえ、具体的なモニタリング項目を設定する際に、詳細化することを予定しています。
107	事業契約書 (案) 別紙8	7	第6	2	(2)	2)	ア	「当該3ヶ月間に合計された減額ポイントは、当該期間のモニタリングにのみ用いるものとし、次の期間に持ち越さない」とありますが、再発回数についても持ち越さないと考えてよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、落札者と協議のうえ定めるモニタリング実施計画書に則り実施いたします。
108	事業契約書 (案) 別紙8	7	第6	2	(2)	2)	ア	「当該3ヶ月間に合計された減額ポイントは、当該期間のモニタリングにのみ用いるものとし、次の期間に持ち越さない」とありますが、再発回数についても持ち越さないと考えてよろしいでしょうか。	(質問No.107参照)
109	事業契約書 (案) 別紙8	8	第6	2	(2)	2)	ウ	減額ポイントが100ポイントの場合サービス対価の60%が減額されるとのことですが、減額ポイントが100点となる具体的な例をご教示頂けないでしょうか？	具体的な例をお示しする予定はありません。
110	事業契約書 (案) 別紙8	8	第6	2	(2)	2)	ウ	減額ポイントの支払額への反映に際しては、「対象業務ごとに3か月分の減額ポイントの合計を計算し、対象業務のサービス対価の減額を定め、当月の支払額を事業者へ通知する。」とのことですが、減額ポイントは3か月毎に、当該期間を対象に精算されることから、ここで事業者へ通知される「当月の支払額」とは、「当該四半期の支払確定額」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	事業契約書 (案) 別紙8	8	第6	2	(2)	2)	ウ	モニタリングによる減額ポイントは、モニタリング対象とした当該期間の減額計算にのみ適用され、次の期間に持ち越されない。とのことですので、減額ポイントによる減額金額の算定は、「直前3か月分」ではなく「減額対象業務の当該四半期分のサービス対価」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	事業契約書 (案) 別紙8	9	第6	3				サービス対価の増額の協議ですが、「陽子線施設の医療機能や経営内容について定量的・定性的な改善が認められた場合」とありますが、具体的にはどのような事を想定されているのでしょうか。	第6「3. サービス対価の増額等」の具体的な方法については、ご質問にあるようなケースも含め、大学・事業者間でルール等を協議する予定です。

連番	資料名	該 当 箇 所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他		
113	事業契約書 (案) 別紙8	9	第6	3			回復ポイントですが、現在大学が想定している付与方法・ポイント数など教えていただけますでしょうか。	具体的な方法については、大学・事業者間でルール等を協議する予定です。
114	事業契約書 (案) 別紙8	9	第6	3			サービス対価の増額の協議ですが、「陽子線施設の医療機能や経営内容について定量的・定性的な改善が認められた場合」とありますが、具体的にはどのような事を想定されているのでしょうか。	(質問No.112参照)
115	事業契約書 (案) 別紙8	9	第6	3			回復ポイントですが、現在大学が想定している付与方法・ポイント数など教えていただけますでしょうか。	(質問No.113参照)
116	事業契約書 (案) 別紙8	9	第6	3			装置稼働率が事業者提案を上回った場合にサービス対価の増額を申し入れることができるという理解で宜しいでしょうか？	第6「3. サービス対価の増額等」の具体的な方法については、ご質問にあるようなケースも含め、大学・事業者間でルール等を協議する予定です。
117	第1回入札説明書 等に関する質問 回答書(令和2年 10月6日付)	28	No.175				大学および大学院の入学試験は貴学ホームページから1年中に分散して実施されているものと認識しておりますが、第1回入札説明書等に関する質問回答書No.175による「入学試験期間中についてご配慮」とは、必ずしも試験期間中の工事禁止を意味しているのではなく、都度、貴学と工事内容を協議・調整のうえ施工することが可能との理解で宜しいでしょうか。また、特に工事を制限する試験日程等がございましたら、ご教示頂けますでしょうか。	入学試験期間中の工事実施を禁止しているのではなく、事前に協議のうえ実施の可否を判断することになります。なお、特に配慮が必要なのは西地区の医学エリアが試験会場となる試験になります。
118	第1回入札説明書 等に関する質問 回答書(令和2年 10月6日付)	33	No.211				逸失利益は事業者側には把握できないものであるため、補償内容は事業者からの提案に対してご評価いただくという考えでよろしいでしょうか？	ご理解のとおり、補償内容も含め事業者提案となります。
119	第1回入札説明書 等に関する質問 回答書(令和2年 10月6日付)	44 45 46 47 48	No.283 No.289 No.295 No.300 No.305	41 45 49 53 54			損害賠償額については上限金額を設定いただくことを要望しますが、このような契約条件は落札後の貴学及び落札事業者による協議により方針を決めるという理解でよろしいでしょうか？	損害賠償額の上限を設定することは困難ですが、落札後協議を申し入れることは可能です。
120	事業者別説明会 に係る質問・要 望に対する回答 書 (令和2年10月2日 付)	9	No.21				既存植栽の現状復旧が求められるエリアは、頒布資料8-1のうち、「工事用作業予定地」と「道路の付け替え提案が可能なエリア」が対象との理解で宜しいでしょうか。また、現地を確認する限り、番号札の付いた樹木もございますが、これらの現状復旧として、例えば既存植栽を撤去・処分の上同等仕様で再整備することはお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	原状復旧のエリアはご理解のとおりです。原状復旧については、既存植栽を撤去・処分の上、同等仕様で再整備することも可能です。

連番	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他		
121	第1回入札説明書等に関する質問回答書 (令和2年11月24日修正)	1	No.92				本件質問に対する貴学ご回答に「提案により建物と陽子線治療装置等の引渡し時期が異なる場合」の想定となっております。 このご回答内容から、「新陽子線棟」と「陽子線治療装置等」の引渡し時期が異なる提案が認められる同時に、それぞれの譲渡対価は引渡しの時点で確定され、対価支払の手続きが開始可能となるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.122参照)
122	応募者別説明会に係る質問・要望に対する回答書 (令和2年11月25日付)	3	No.5				「新陽子線棟（建物）竣工後に貴学に引渡すこと」は、学内調整中で、12月初旬までに公表されることですが「第1回入札説明書等に関する質問回答書(令和2年11月24日修正)No.92および、本「応募者説明会に係る質問・要望に対する回答書(令和2年11月25日)」No.90のそれぞれのご回答では、「建物(新陽子線棟)」と「陽子線治療装置」の分割引渡しを認める。との内容になっております。 また、「第1回入札説明書等に関する質問回答書(令和2年10月6日)No.8のご回答では、「建物(新陽子線棟)」と「陽子線治療装置」の分割引渡しに加え、「陽子線治療装置」を1台目と2台目に分割して引渡すことも提案により可能との内容になっております。 上記のため、12月初旬までに公表される資料におきましては、①新陽子線棟、②陽子線治療装置（1台目/2台中）、③陽子線治療装置（2台目/2台中）それぞれに対する貴学への引渡し及び譲渡対価確定時期、各対価の支払開始時期及び支払回数の方について、明確化をお願いします。	①新陽子線棟[仮称]の先行引渡しの提案を可とします。施設整備費Aの支払開始時期については、建物を引渡しした時点からとなります。また、支払回数については、令和2年12月21日付で公表した「事業契約書(案)別紙7サービス対価の算定及び支払方法等」に記載のとおりです。 ②、③陽子線治療装置の分割引渡しの提案を可とします。調達業務費の支払い開始時期については、1台目と2台目のそれぞれ引渡しした時点からとなります。また、支払回数については、1台目は令和2年12月21日付で公表した「事業契約書(案)別紙7サービス対価の算定及び支払方法等」に記載のとおりとなりますが、2台目の支払回数は、1台目の最終支払月と2台目の最終支払月を合わせてください。
123	応募者別説明会に係る質問・要望に対する回答書 (令和2年11月25日付)	3	No.7				「新設工事と並行して既存改修工事を計画しており、この際、既存改修工事の引渡しが可能か」という質問に対して、「既存陽子線棟の明け渡し時期は提案に委ねます」と、新陽子線棟の工事期間中に既存陽子線棟の改修工事を実施することも可能と解釈できる回答がされています。他方、入札説明書では、既存陽子線棟の改修工事は新陽子線棟の治療開始の令和7年10月30日に開始となっています。これはどちらが正なのかご教示願えませんか？	新陽子線棟の工事期間中に既存陽子線棟の改修工事を実施することも含め、既存陽子線棟の明け渡し時期は提案に委ねます。
124	応募者別説明会に係る質問・要望に対する回答書 (令和2年11月25日付)	10	No.39				管理調整業務費Aに計上してくださいとありますが、第1回入札説明書等に関する質問回答書No.340に管理調整業務費Bは事業契約締結までに発生した費用を想定とあるので、履行保証保険料については契約締結までに発生する費用なので、管理調整業務費Bの計上で差し支えないでしょうか。	令和2年12月21日付で修正版を公表した「事業契約書(案)別紙7サービス対価の算定及び支払方法等」2頁1.(1)サービス対価の構成に記載されているとおり、事業者が付保する保険料等は管理調整業務費Aに計上してください。なお、同日に公表した提案記載事項(様式3)「大学の支払いスケジュール」の注意書きもご参照下さい。

連番	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他		
125	応募者別説明会に係る質問・要望に対する回答書（令和2年11月25日付）	12	No.49				事業者別説明会に係る質問・要望に対する回答書のNo.4において「入札金額の範囲内で軽微な変更については対応頂きたい」とのを受け、応募者別説明会に係る質問・要望のNo.49においては『「軽微な変更」がコストアップにつながることもある』とのご回答を頂きました。貴学が考える「軽微な変更」についての定義をお示し頂けないでしょうか。	落札者決定基準 別紙1「提案内容・評価項目と配点」のNo.47「最新の治療技術への対応に関する支援策（入札価格内で対応可能な範囲について具体的に示すこと）」の項において、軽微な変更であるかに関わらず、事業者側で対応できる範囲をご提案ください。 なお、ご提案にない技術進歩への対応を大学が求めた場合には、合理的な増加費用は大学が負担する予定です。
126	応募者別説明会に係る質問・要望に対する回答書（令和2年11月25日付）	13	No.50				事業契約書（案）の公表予定がないとのことですが、公表しない理由を教えてください。	事業契約書については、落札者と協議のうえ契約を締結するため、事業契約書案の修正版を公表する予定はありません。
127	応募者別説明会に係る質問・要望に対する回答書（令和2年11月25日付）	15	No.69				大規模修繕の具体的な内容について「建設大臣官房官庁営繕部監修「建築物修繕措置判定手法（財団法人経済調査会、平成15年）」をご参照ください。」とありますが、購入したところ大規模修繕やその他修繕の判定手法であり、大規模修繕の推奨年度の記載がなく、大学が行う大規模修繕が想定できませんでした。大学が行う大規模修繕の参考資料が公表されない場合は、事業者が提案した内容に基づき実施いただけると考えてよろしいでしょうか。	具体的な大規模修繕の想定を示す予定はありません。要求水準書に示す定義に従い、要求水準書のP56「(6)用語の定義」やご質問にある大規模修繕とその他修繕の判定手法をもとに実施して頂くことになります。
128	応募者別説明会に係る質問・要望に対する回答書（令和2年11月25日付）	16	No.73				「設備については、新陽子線棟と既存陽子線棟の一体的な運用が必要（特に災害対応）であると考えております。…ただし、既存棟を対象とした設備の維持管理は本事業の範囲外であり、提案価格に含めません。」とありますが、消防設備点検など新陽子線棟と既存棟が一体的な設備について、維持管理業務開始後に既存棟も事業の範囲に追加された場合、大学提示の金額では事業者が受託困難となる場合には、不足分を大学が負担していただけるのでしょうか。	現時点において、既存陽子線棟の施設維持管理業務を本事業の範囲に追加することは想定しておりませんが、既存陽子線棟の施設維持管理業務を本事業の範囲に追加した場合の費用負担については、要求水準を踏まえ合理的な増加費用については、大学が負担します。
129	応募者別説明会に係る質問・要望に対する回答書（令和2年11月25日付）	19	No.90				建物と陽子線治療装置の引き渡しについて、No.5では、学内調整後採否を含め12月上旬に公表とありますが、No.90では建物と陽子線治療装置の分割引渡を認めるとあります。競合していると読めますが、12月上旬の公表によるということでしょうか。	ご理解のとおりです。

連番	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他		
130	応募者別説明会に係る質問・要望に対する回答書（令和2年11月25日付）	26	No.121				No121 使用しなくなった既存棟のCTシミュレータの撤去は不要と回答があります。既存棟のMRI室は、現在使用していないようですが、MRIの撤去についても不要と考えてよろしいでしょうか。	既存陽子線棟に設置されているMRIは撤去不要になります。
131	応募者別説明会に係る質問・要望に対する回答書（令和2年11月25日付）	26	No.124				No124 「既存陽子線棟の内装不具合状況について整理した参考資料を後日頒布します」と回答がありますが、参考資料に記載された内装不具合状況についてはすべて改修または内装リニューアルを行うことが必須になるということでしょうか。それとも、あくまでも不具合状況資料を参考として、実施する改修、内装リニューアルの内容については、あくまでも事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	参考資料として頒布した「【参考】既存陽子線棟の内装不具合箇所等について」は現状の不具合等を示したものであり、内装リニューアルについては、ご提案に委ねます。
132	応募者別説明会に係る質問・要望に対する回答書（令和2年11月25日付）	28	No.129				<p>つくば市の「土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更の届出制度」を確認させて頂き、土壌汚染調査が必要となる状況は、以下の2点の土壌汚染対策法に基づく届出が必要となる場合で、更に調査命令を受けた場合に限られるものと存じます。</p> <p>A. 土壌汚染対策法第3条1項（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地の調査）ただし書きの確認を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質変更を行う場合 B. 上記A以外の土地で、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合</p> <p>上記の認識を踏まえまして、応募者別説明会質問回答No129にて「土壌汚染調査業務が必要」とのご回答を頂いたことに関し、以下の点をご教示頂けますでしょうか。</p> <p>①新陽子線棟計画地は有害物質特定施設跡地であり、上記Aのパターン（つくば市の「土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更の届出制度」P3の①③又は④）の何れかに該当するため、土壌汚染調査が必要になるとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>②上記のAのパターンでなく、Bのパターンに該当するため、土壌汚染調査が必要との理解で宜しいでしょうか。 また、3,000㎡以上の土地の形質変更有無を判断する対象エリアは、新陽子線棟の計画地（道路付替えエリアを含まない）との理解で宜しいでしょうか。</p> <p>③土壌汚染調査費用、土壌汚染調査を行った結果、土壌汚染有と判断された場合の土壌汚染除去工事費用および土壌汚染除去工事に伴う工期延伸に伴う費用は合理的な範囲で貴学にて負担されるとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>④また、上記③の場合、新陽子線棟工期の変更につきましても貴学と協議できるものとの理解で宜しいでしょうか。</p>	①、②については、土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地となるため、Aパターン①に該当します。調査対象になるかは、つくば市の判断になります。③、④についてはご理解のとおりです。

連番	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他		
133	応募者別説明会に係る質問・要望に対する回答書（令和2年11月25日付）	30	No.139				「施設整備費Aの支払回数は、事業者提案に委ねます。」とご回答ですが、9ページのNo.36では、「施設整備費A、施設整備費B及び調達業務費の支払回数は、引渡時期によって変動しない。」旨のご回答になっています。上記のため、後日公表予定の事業契約書（案）別紙7「サービス対価の算定及び支払い方法等（修正版）」において、貴学からの対価支払方法（条件）の明確化をお願いします。	令和2年12月21日付で事業契約書（案）別紙7「サービス対価の算定及び支払い方法等（修正版）」を公表しています。
134	応募者別説明会に係る質問・要望に対する回答書（令和2年11月25日付）	30	No.139				支払い回数は提案による、但し、20年を満たさない提案は不可とあります。施設整備費Aの起算を仮に入札説明書の通りとすると、R7年5月からスタートし、20年間とすると、R27年4月が最短となります。年2回払いを提案した場合、会計年度と合わせると、初回がR5～9月の5ヵ月分、最終回がR27年4月の1ヵ月分になりますが、この理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	頒布資料1-2 西地区配置図						誘導員の配置・誘導などにより安全を確保できることを前提に、教台の工事用車両について、構内道路 ゆりのき通りから同資料18「医療技術短期大学部校舎（1期）」・2「中央機械室」前の道路を通り、新陽子線棟計画地に進入する計画は可能との理解で宜しいでしょうか。	教職員および学生の通行の安全を確保することが必須となります。なお、具体的な工事計画の策定後、学内の会議による計画の承認を要します。
136	頒布資料8-1 工用地・工事車両動線						「別途工事現場事務所エリア」の仮囲い東側角部分のセットバックは可能との理解で宜しいでしょうか。陽子線装置等の大型搬出入車両の円滑な進入を可能とし、構内道路での車両滞留を防止したい意図となります。	「別途工事現場事務所エリア」については、令和5年12月31日まで使用する予定ですが、それまでにセットバックが必要な場合は、B棟改修工事の工事業者と協議が必要となります。
137	頒布資料8-1 工用地・工事車両動線						構内道路の入退場制限ゲート横の監視小屋の一時移設および復旧を行う施工計画はお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ゲート横の監視小屋の一時移設及び復旧の施工計画は可能です。